



福岡県医発第139号（地）
平成19年 4月20日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」及び
「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正通知等の送付について

指定介護療養型医療施設については、平成18年4月の介護保険制度改正において、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）附則第7条及び12条が改正されたことにより、設備基準の経過措置期限が明記されました。今般、平成19年3月31日までの経過措置終了に伴い、報酬告示「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）における病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）に係る規定についても同日をもって廃止となったことから、関連通知の一部改正が行われたところです。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（平成18年法律第106号）の一部が平成19年4月1日より施行されること等に伴い、「介護給付費請求書等の記載要領」についても一部改正があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、事務連絡「療養環境減算に係る経過措置の廃止に伴う取扱いについて」も参考資料として添付されております。

当該通知類につきましては、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内「介護保険」のコーナーに掲載されております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(介 2)

平成 19 年 4 月 13 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

天 本



「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」及び
「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正通知等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定介護療養型医療施設については、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正において、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 41 号)附則第 7 条及び 12 条が改正されたことにより、設備基準の経過措置期限が明記されました。今般、平成 19 年 3 月 31 日までの経過措置終了に伴い、報酬告示「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 19 号)における病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)及び診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)に係る規定についても同日をもって廃止となったことから、関連通知の一部改正が行われたところです。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 106 号)の一部が平成 19 年 4 月 1 日より施行されること等に伴い、「介護給付費請求書等の記載要領」についても一部改正がありました。

当該通知に関し、厚生労働省老健局老人保健課より本会宛に協力依頼がありましたので、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、会員へ周知方よろしくご高配いただきますようお願い申し上げます。

併せて、事務連絡「療養環境減算に係る経過措置の廃止に伴う取扱いについて」も入手いたしましたので、参考資料としてお送りいたします。

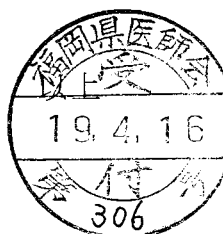
なお、当該通知類につきましては、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内「介護保険」のコーナーに掲載することを申し添えます。

敬具

記

添付資料

- ・「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」及び「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正の送付について
(老老発第 0409001 号 平 19.4.9 厚生労働省老健局老人保健課長通知)
- ・療養環境減算に係る経過措置の廃止に伴う取扱いについて
(事務連絡 平 19.3.30 厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課)





老老発第 0409001 号
平成 19 年 4 月 9 日

社団法人日本医師会会長
唐 澤 祥 人 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」及び
「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正の送付について

標記につきましては、下記の通知を平成 19 年 3 月 30 日付けで別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、お知らせいたします。

つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（老老発第 0330001 号）
- 2 「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について（老老発第 0330002 号）



老老発第0330001号
平成19年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）附則第7条及び12条の規定に係る経過措置が平成19年3月31日をもって終了することに伴い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等における病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）に係る規定についても同じく平成19年3月31日をもって廃止することから、関係通知の一部を下記のとおり改正し、平成19年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年老企第45号）の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第40号）の一部改正
別紙2のとおり改正する。

- 3 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」(平成12年老企第41号)の一部改正

別紙3のとおり改正する。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平12年老企第45号）

改 正 後	改 正 前
第三 人員に関する基準・設備に関する基準 3 経過措置 (1)・(2) (略) (3) 医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行前において病床転換による療養型病床群として食堂及び浴室に係る特例の対象とされてきた病床を有する病院及び診療所にあつては、平成20年3月31日までの間、療養環境の改善に関する計画が提出されているものであれば、医療法施行規則第21条第2項第3号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であつてもよいこととする。（基準省令附則第7条及び第12条） (4)・(5) (略)	第三 人員に関する基準・設備に関する基準 3 経過措置 (1)・(2) (略) (3) 医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行前において病床転換による療養型病床群として食堂及び浴室に係る特例の対象とされてきた病床を有する病院及び診療所にあつては、次の①及び②に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、食堂及び浴室を有しないことができることとした。ただし、浴室を設けない場合にあっては、シャワー等の設備を設けることが必要である。なお、その場合であつてもできる限り早期に療養環境を整えることが必要であること。（基準省令附則第7条及び第12条） イ 医療法施行規則第21条第2項第3号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であつて、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されているもの 平成20年3月31日 ロ 医療法施行規則第21条第2項第3号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であつて、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないもの 平成19年3月31日 (4)・(5) (略)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)

改 正 後	改 正 前
7 介護療養施設サービス (1)～(14) (略) (15) 療養環境減算の適用について ①・② (略) ③ 診療所療養病床療養環境減算の基準 診療所療養病床療養環境減算は、次のいずれかに該当する場合に適用されること。(施設基準第42号において準用する施設基準第12号イ) イ 指定介護療養型医療施設基準附則第12条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室にあっては、1の病室の病床数が4床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定でメートル(両側に居1.8室がある廊下については、2.7メートル)未満であること。平成13年医療法施行規則等改正省令附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満であること。 ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。 ハ 看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数に満たないこと。	7 介護療養施設サービス (1)～(14) (略) (15) 療養環境減算の適用について ①・② (略) ③ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)の基準 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(施設基準第41号において準用する施設基準第11号ハ)。 イ 食堂又は浴室を有していないこと。 ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。 ④ 診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)の基準 診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(ただし、診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)の適用を受ける場合を除く。)(施設基準第42号において準用する施設基準第12号イ) イ 指定介護療養型医療施設基準附則第12条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室にあっては、1の病室の病床数が4床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定でメートル(両側に居1.8室がある廊下については、2.7メートル)未満であること。平成13年医療法施行規則等改正省令附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満であること。 ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。 ハ 看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数に満たないこと。

④・⑤ (略)	⑤ <u>診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)の基準</u> <u>診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(施設基準第42号において準用する施設基準第12号ロ)。</u> <u>イ 食堂又は浴室を有していないこと。</u> <u>ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。</u> ⑥・⑦ (略)
----------------	---

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年老企第41号)

改 正 後	改 正 前
第一 届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、 ① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項 ② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う 上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介	第一 届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、 ① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項 ② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う 上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介

護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス・介護予防支援)」(以下「体制状況一覧表」という)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。)に掲げる項目とする。

第二～第四 (略)

第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～10 (略)

11 短期入所療養介護(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第11号に該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑥～⑭ (略)

12 短期入所療養介護(診療所療養型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、26号告示第12号イに該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑩ (略)

13～18 (略)

19 介護療養型医療施設(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑫ (略)

20 介護療養型医療施設(診療所型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑧ (略)

21～29 (略)

護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス・介護予防支援)」(以下「体制状況一覧表」という)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。)に掲げる項目とする。

第二～第四 (略)

第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～10 (略)

11 短期入所療養介護(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第11号に該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「減算型Ⅲ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑥～⑭ (略)

12 短期入所療養介護(診療所療養型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、26号告示第12号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑩ (略)

13～18 (略)

19 介護療養型医療施設(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑫ (略)

20 介護療養型医療施設(診療所型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑧ (略)

21～29 (略)

31 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(診療所療養型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑩ (略)

33～46 (略)

31 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(診療所療養型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑩ (略)

33～46 (略)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等						割引
各サービス共通				地域区分	1 特別区	2 特甲地	3 甲地	4 乙地	5 その他	—
11	訪問介護	1 身体介護		特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり
		2 生活援助		特定事業所加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ	4 加算Ⅲ		
		3 通院等乗降介助								
12	訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション		特別地域加算	1 なし	2 あり				
		2 病院又は診療所		緊急時訪問看護加算	1 なし	2 あり				
				特別管理体制	1 対応不可	2 対応可				
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所		ターミナルケア体制	1 なし	2 あり				
		2 介護老人保健施設								
15	通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員			1 なし 2 あり
				大規模事業所	1 非該当	2 該当				
				時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可				
		3 小規模型事業所		個別機能訓練体制	1 なし	2 あり				
		4 通常規模型事業所		入浴介助体制	1 なし	2 あり				
		5 療養通所介護事業所		若年性認知症ケア体制	1 なし	2 あり				
				栄養マネジメント体制	1 なし	2 あり				
				口腔機能向上体制	1 なし	2 あり				
16	通所リハビリテーション			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 理学療法士	
					7 言語聴覚士					
				大規模事業所	1 非該当	2 該当				
		1 通常規模の医療機関		時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可				
		2 小規模診療所		入浴介助体制	1 なし	2 あり				
		3 介護老人保健施設		若年性認知症ケア体制	1 なし	2 あり				
				栄養マネジメント体制	1 なし	2 あり				
				口腔機能向上体制	1 なし	2 あり				
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり
21	短期入所生活介護			夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員			
		1 単独型		ユニットケア体制	1 対応不可	2 対応可				
		2 併設型・空床型		機能訓練指導体制	1 なし	2 あり				
		3 単独型ユニット型		送迎体制	1 対応不可	2 対応可				
		4 併設型・空床型ユニット型		栄養管理の評価	1 なし	2 栄養士	3 管理栄養士			
				緊急受入体制	1 対応不可	2 対応可				
				夜間看護体制	1 対応不可	2 対応可				
22	短期入所療養介護			夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 理学療法士	
		1 介護老人保健施設		ユニットケア体制	1 対応不可	2 対応可				
		2 ユニット型介護老人保健施設		リハビリテーション機能強化	1 なし	2 あり				
				送迎体制	1 対応不可	2 対応可				
				栄養管理の評価	1 なし	2 栄養士	3 管理栄養士			
				認知症ケア加算	1 なし	2 あり				
				緊急受入体制	1 対応不可	2 対応可				

23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 経費老人ホーム 3 養護老人ホーム 4 高齢者専用賃貸住宅	1 一般型 2 外部サービス利用型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
43	居宅介護支援			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設		夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可
				重度化対応体制	1 対応不可 2 対応可
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
				看取り介護体制	1 なし 2 あり
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可
52	介護老人保健施設	1 介護保健施設 2 ユニット型介護保健施設 3 小規模介護保健施設 4 ユニット型小規模介護保健施設		特別地域加算	1 なし 2 あり
				特定事業所加算	1 なし 2 あり
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり

53	介護療養型医療施設	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
		2 診療所型 7 ユニット型診療所型	1 I型 2 II型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	

(別紙 1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	他 該 当 す る 体 制 等					
各サービス共通				地域区分	1 特別区	2 特甲地	3 甲地	4 乙地	5 その他
11	訪問介護	1 身体介護		特別地域加算	1 なし	2 あり			
		2 生活援助		特定事業所加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ	4 加算Ⅲ	
		3 通院等乗降介助							
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション		特別地域加算	1 なし	2 あり			
		2 病院又は診療所							
15	通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員		
				大規模事業所	1 非該当	2 該当			
				時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可			
				個別機能訓練体制	1 なし	2 あり			
				入浴介助体制	1 なし	2 あり			
				若年性認知症ケア体制	1 なし	2 あり			
				栄養マネジメント体制	1 なし	2 あり			
				口腔機能向上体制	1 なし	2 あり			

備考 1 この表は、事業所所在地以外で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等							割引	
各サービス共通				地域区分	1 特別区	2 特甲地	3 甲地	4 乙地	5 その他		割引	
61	介護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし	2 あり					1 なし 2 あり	
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし	2 あり					1 なし 2 あり	
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし	2 あり						
				緊急時訪問看護加算	1 なし	2 あり						
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		特別管理体制	1 対応不可	2 対応可						
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員				1 なし 2 あり	
				運動器機能向上体制	1 なし	2 あり						
				栄養改善体制	1 なし	2 あり						
				口腔機能向上体制	1 なし	2 あり						
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし	2 あり						
66	介護予防通所リハビリテーション			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 理学療法士	6 作業療法士	7 言語聴覚士	
				運動器機能向上体制	1 なし	2 あり						
				栄養改善体制	1 なし	2 あり						
				口腔機能向上体制	1 なし	2 あり						
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし	2 あり						
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし	2 あり					1 なし 2 あり	
24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型						
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員					
				ユニットケア体制	1 対応不可	2 対応可						
				機能訓練指導体制	1 なし	2 あり						
				送迎体制	1 対応不可	2 対応可						
				栄養管理の評価	1 なし	2 栄養士	3 管理栄養士					
25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設		夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型						
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 理学療法士	6 作業療法士		
				ユニットケア体制	1 対応不可	2 対応可						
				リハビリテーション機能強化	1 なし	2 あり						
				送迎体制	1 対応不可	2 対応可						
				栄養管理の評価	1 なし	2 栄養士	3 管理栄養士					

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型 4 基準適合診療所型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				職員		
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
		2 軽費老人ホーム				
		3 養護老人ホーム				
		4 高齢者専用賃貸住宅				

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	該 当 す る 体 制 等										
各サービス共通				地域区分	1	特別区	2	特甲地	3	甲地	4	乙地	5	その他
61	介護予防訪問介護			特別地域加算	1	なし	2	あり						
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1	なし	2	あり						
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員				
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり						
				栄養改善体制	1	なし	2	あり						
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり						
				事業所評価加算（申出）の有無	1	なし	2	あり						

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。



老老発第0330002号
平成19年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年老老発第31号）の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号。以下「一部改正法」という。）の一部が平成19年4月1日から施行されること等に伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年老老発第31号）の別表2について別紙のとおり改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○ 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年老老発第 31 号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
(別表 2)			(別表 2)		
保険優先公費の一覧（適用優先度順）			保険優先公費の一覧（適用優先度順）		
項番	制度	(略)	項番	制度	(略)
1	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）「一般患者に対する医療」</u>	(略)	1	<u>結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）「一般患者に対する医療」</u>	(略)
<u>2～16</u>	(略)	(略)	2	<u>結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」</u>	(略)
			<u>3～17</u>	(略)	(略)

保険優先公費の一覧（適用優先度順）

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
3	障害者自立支援法「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（リハビリテーション）	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、医療機関の介護予防通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て
5	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
6	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
7	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

8	「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環境省令第227号環境事務次官通知）「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医	88	医療手帳、保健手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
9	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年5月24日環境省令第050524001号環境事務次官通知）「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
10	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年6月6日環境省令第030606004号環境事務次官通知）「医療	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
11	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て
12	特別対策（障害者施策）「経過措置」	障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
13	特別対策（障害者施策）「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
14	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、介護予防訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問介護、介護予防訪問介護
15	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護及び介護予防	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護及び介護予防
16	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

※ ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。

保険優先公費の一覧（適用優先度順）

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	結核予防法（昭和26年法律第96号）「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	結核予防法「 <u>従業禁止、命令入所者の医療</u> 」	<u>従業禁止、命令入所者に対する医療</u>	11	患者票	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
3	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
4	障害者自立支援法「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（リハビリテーション）	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、医療機関の介護予防通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て
6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある（※）	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス

8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上
9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知）「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医	88	医療手帳、保健手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
10	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知）「医療	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
12	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
13	特別対策（障害者施策）「経過措置」	障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
14	特別対策（障害者施策）「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
15	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、介護予防訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問介護、介護予防訪問介護
16	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護及び介護予防	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護及び介護予防

17	生活保護法の「介護 扶助」	介護保険の給付 対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担 額がある	介護保険の給付対象 と同様
----	------------------	-------------------	----	-----	-----	---------------------------	------------------

※ ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。



事 務 連 絡

平成19年3月30日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険課

老人保健課

療養環境減算に係る経過措置の廃止に伴う取扱いについて

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第41号）附則第7条第2号及び第12条第2号の規定により、医療法施行規則第21条第2項第3号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であって、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないものについては、平成19年3月31日で廃止されることになります。これに伴い「国保連合会とのインタフェース」等については、別紙のとおり一部変更となります。

つきましては、管下の市町村に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本資料は、WAM-NETにも掲載する予定です。

<照会先>

（インタフェース関係）

厚生労働省老健局介護保険課 システム管理指導官 秋田谷
Tel03-5253-1111（内線 2166）

（インタフェース関係以外）

厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係 米 丸
Tel03-5253-1111（内線 3949）

別 紙

国保連合会とのインタフェースの変更点について（資料１）

変更点は以下のとおり。

<共通編>

○コード一覧

- ・内容を変更する

（項番５３）療養環境基準

１：基準 ２：減算型Ⅰ ３：減算型Ⅱ ４：減算型Ⅲ

- ・施設等区分が １：病院療養型 ６：ユニット型病院療養型 A：病院経過型 の場合

１：基準 ２：減算型Ⅰ ３：減算型Ⅱ

- ・施設等区分が ２：診療所療養型 ７：ユニット型診療所療養型 の場合

１：基準 ２：減算型

２ 介護報酬の算定構造の変更点について（資料２）

変更点は以下のとおり。

<介護サービス>

- Ⅰの９のロの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)－115 単位」を削除する。

- Ⅰの９のハの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)－60 単位」を「診療所療養病床療養環境減算－60 単位」に改め、「診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)－100 単位」を削除する。

- Ⅲの３のイの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)－115 単位」を削除する。

- Ⅲの３のロの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)－60 単位」を「診療所療養病床療養環境減算－60 単位」に改め、「診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)－100 単位」を削除する。

<介護予防サービス>

- Ⅰの９のロの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)－115 単位」を削除する。

○Ⅰの9のハの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)－60 単位」を「診療所療養病床療養環境減算－60 単位」に改め、「診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)－100 単位」を削除する。

国保連合会とのインタフェースの変更点について

療養環境減算に係る経過措置の廃止に伴う連合会とのインタフェースの変更について、その基本方針を以下に示す。

1. 外部インタフェース仕様

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成19年5月以降提出分に対する 連合会の対応	
				平成19年3月 以前の情報	平成19年4月 以降の情報
共通	コード一覧	追加なし	・ レイアウト変更なし 療養環境基準の内容を変更する	現行通り	施設等の区分が病院療養型、ユニット型病院療養型、病院経過型の場合、基準、減算型Ⅰ、減算型Ⅱを設定可能とし、施設等の区分が診療所療養型、ユニット型診療所療養型の場合、基準、減算型を設定可能とする

1. 4 コード一覧

項番	コード名称	属性	バイト数	内容		
5 3	療養環境基準	数字	1	施設等の区分	内容	
					平成 19 年 3 月 以前	平成 19 年 4 月 以降
				病院療養型 ユニット型病院療養型 病院経過型	1:基準 2:減算型Ⅰ 3:減算型Ⅱ 4:減算型Ⅲ	1:基準 2:減算型Ⅰ 3:減算型Ⅱ
						診療所療養型 ユニット型診療所療養型

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注											
			夜勤を行う職員の手配条件を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の人数が基準に満たない場合	看護職員が基準に定められた看護職員の人数に20/100を乗じて得た数未満の場合	留地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の人数に60/100を乗じて得た数未満である場合	留地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の人数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が不整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して看護を行う場合	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	経過的要介護 (534 単位)	-25単位	×70/100			-12単位		×97/100	病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)25単位 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)25単位 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)25単位 病院療養病床療養環境減算(Ⅳ)25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +7単位	片道につき +184単位	
		要介護1 (701 単位)												
		要介護2 (811 単位)												
		要介護3 (1,049 単位)												
		要介護4 (1,150 単位)												
		要介護5 (1,241 単位)												
		b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)〈多床室〉												経過的要介護 (618 単位)
														要介護1 (832 単位)
														要介護2 (942 単位)
														要介護3 (1,180 単位)
	要介護4 (1,281 単位)													
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)〈従来型個室〉	要介護5 (1,372 単位)												
		経過的要介護 (498 単位)												
		要介護1 (641 単位)												
		要介護2 (750 単位)												
		要介護3 (910 単位)												
		要介護4 (1,066 単位)												
		要介護5 (1,108 単位)												
		経過的要介護 (582 単位)												
		要介護1 (772 単位)												
		要介護2 (881 単位)												
	b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護3 (1,041 単位)												
		要介護4 (1,197 単位)												
		要介護5 (1,239 単位)												
		経過的要介護 (473 単位)												
		要介護1 (611 単位)												
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)〈従来型個室〉	要介護2 (722 単位)												
		要介護3 (873 単位)												
		要介護4 (1,030 単位)												
		要介護5 (1,071 単位)												
		経過的要介護 (557 単位)												
		要介護1 (742 単位)												
		要介護2 (853 単位)												
		要介護3 (1,004 単位)												
		要介護4 (1,161 単位)												
		要介護5 (1,202 単位)												
	(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉												経過的要介護 (534 単位)
														要介護1 (701 単位)
														要介護2 (811 単位)
														要介護3 (919 単位)
														要介護4 (1,010 単位)
		(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)〈多床室〉												要介護5 (1,101 単位)
														経過的要介護 (618 単位)
														要介護1 (832 単位)
														要介護2 (942 単位)
要介護3 (1,050 単位)														
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護4 (1,141 単位)												
		要介護5 (1,232 単位)												
		経過的要介護 (625 単位)												
		要介護1 (835 単位)												
		要介護2 (945 単位)												
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)〈ユニット型多床室〉	要介護3 (1,183 単位)												
		要介護4 (1,284 単位)												
		要介護5 (1,375 単位)												
		経過的要介護 (625 単位)												
		要介護1 (835 単位)												
(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)			(760 単位)											
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算(1日につき 12単位を加算)													
	(二) 栄養士配置加算(1日につき 10単位を加算)													
(6) 療養食加算(1日につき 23単位を加算)														
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算(1日につき 50単位を加算)														
(8) 特定診療費														

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
- ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注			
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境加算	利用者に対して送迎を行う場合			
(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護	(517 単位)	×70/100		片道につき +184単位			
			要介護1	(682 単位)						
			要介護2	(734 単位)						
			要介護3	(786 単位)						
			要介護4	(837 単位)						
			要介護5	(889 単位)						
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護	(601 単位)						
			要介護1	(813 単位)						
			要介護2	(865 単位)						
			要介護3	(917 単位)						
			要介護4	(968 単位)						
			要介護5	(1,020 単位)						
	(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護	(447 単位)						
			要介護1	(592 単位)						
			要介護2	(638 単位)						
			要介護3	(684 単位)						
			要介護4	(730 単位)						
			要介護5	(776 単位)						
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護	(536 単位)						
			要介護1	(723 単位)						
			要介護2	(769 単位)						
			要介護3	(815 単位)						
			要介護4	(861 単位)						
			要介護5	(907 単位)						
(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護	(608 単位)							
		要介護1	(816 単位)							
		要介護2	(868 単位)							
		要介護3	(920 単位)							
		要介護4	(971 単位)							
		要介護5	(1,023 単位)							
	(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	経過的要介護	(608 単位)							
		要介護1	(816 単位)							
		要介護2	(868 単位)							
		要介護3	(920 単位)							
		要介護4	(971 単位)							
		要介護5	(1,023 単位)							
(3) 特定診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)				(760 単位)	×97/100					
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)									
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)									
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)										
(7) 特定診療費										

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注				注				注																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合				看護・介護職員の員数が基準に満たない場合				介護支援専門員の員数が基準に満たない場合				看護師が基準に定められた看護職員員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合				留地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合				留地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合				常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合				施設基準の区分による必要環境計算				医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合				夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による計算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)				(二) 療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(三) 療養型介護療養施設サービス費(3)看護(6.1)介護(6.1)				(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)				(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1)				(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(2)看護(6.1)介護(5.1)				(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)看護(6.1)介護(5.1			

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 施設基準の区分による療養環境減算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (652 単位)	×70/100		診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) =60単位 診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) =100単位
			要介護2 (704 単位)			
			要介護3 (756 単位)			
			要介護4 (807 単位)			
			要介護5 (859 単位)			
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (763 単位)			
			要介護2 (815 単位)			
			要介護3 (867 単位)			
			要介護4 (918 単位)			
			要介護5 (970 単位)			
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (562 単位)			
			要介護2 (608 単位)			
			要介護3 (654 単位)			
			要介護4 (700 単位)			
			要介護5 (746 単位)			
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (673 単位)			
			要介護2 (719 単位)			
			要介護3 (765 単位)			
			要介護4 (811 単位)			
			要介護5 (857 単位)			
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (766 単位)				
		要介護2 (818 単位)				
		要介護3 (870 単位)				
		要介護4 (921 単位)				
		要介護5 (973 単位)				
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型多床室>	要介護1 (766 単位)				
		要介護2 (818 単位)				
		要介護3 (870 単位)				
		要介護4 (921 単位)				
		要介護5 (973 単位)				
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)						
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、444単位を算定		
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定		
(3) 初期加算 (1日につき +30単位)						
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合			
		b 退院時指導加算 (400単位)				
		c 退院時情報提供加算 (500単位)				
		d 退院前連携加算 (500単位)				
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)		注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合			
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)		注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合			
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)					
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)						
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)						
(8) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)					
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)					
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)						
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)						
(11) 特定診療費						

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注				注				注																															
				夜勤を行う職員の勤務条件送達を満たさない場合				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合				看護・介護職員の人数が基準を満たさない場合				看護師が基準に定められた看護職員の人数に20/100を乗じて得た数未満の場合				地域の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の人数に60/100を乗じて得た数未満である場合				地域の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の人数に60/100を乗じて得た数未満である場合				夜勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない可ユニットケアにおける体制が未整備である場合				施設基準の区分による療養環境減算				医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合				夜勤を行う職員の勤務条件送達を満たさない場合				利用者に対して送迎を行う場合			
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (534 単位) 要支援2 (667 単位)	-25単位	×70/100			-12単位	×90/100	×90/100	×97/100	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の25単位を減算する 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の25単位を減算する 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の25単位を減算する 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の25単位を減算する	-12単位	夜間勤務等看護職(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護職(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護職(Ⅲ) +7単位	片道につき +184単位																																
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要支援1 (518 単位) 要支援2 (772 単位)																																												
		(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6.1>介護<5.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>													要支援1 (498 単位) 要支援2 (622 単位)																															
			b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>													要支援1 (582 単位) 要支援2 (727 単位)																															
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)看護<6.1>介護<6.1>		a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>													要支援1 (473 単位) 要支援2 (591 単位)																															
			b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>													要支援1 (557 単位) 要支援2 (696 単位)																															
		(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>													要支援1 (534 単位) 要支援2 (667 単位)																															
																要支援1 (518 単位) 要支援2 (772 単位)																															
	(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>													要支援1 (625 単位) 要支援2 (781 単位)																															
																要支援1 (625 単位) 要支援2 (781 単位)																															
		(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室>	要支援1 (625 単位) 要支援2 (781 単位)																																												
			(4) 栄養管理 料前加算													(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	要支援1 (534 単位) 要支援2 (667 単位)																														
(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)	要支援1 (518 単位) 要支援2 (772 単位)																																														
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																																															
(6) 特定診療費																																															

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (517 単位)	×70/100		診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) 250～60単位 診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) 61～100単位	片道につき +184単位
			要支援2 (646 単位)				
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (601 単位)				
			要支援2 (751 単位)				
	(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (447 単位)				
			要支援2 (559 単位)				
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (536 単位)				
			要支援2 (670 単位)				
(2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 (608 単位)	×97/100			
			要支援2 (760 単位)				
	(二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		要支援1 (608 単位)				
			要支援2 (760 単位)				
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)						
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)						
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)							
(5) 特定診療費							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

療養環境基準にかかる既存の介護サービス事業所の届出留意事項

項番	サービス種類等	変更点	既存事業所の取り扱い
1	(介護予防)短期入所療養介護、 介護療養型医療施設(病院療養型・ユニット型病院療養型・病院経過型)	療養環境基準「4 減算型Ⅲ」の廃止	従来の届出内容とは算定要件が異なるため、従来の届出内容が左記に該当する場合で減算を行うためには、新たな届出が必要となる
2	(介護予防)短期入所療養介護、 介護療養型医療施設(診療所(療養)型・ユニット型診療所(療養)型)	療養環境基準「3 減算型Ⅱ」の廃止	従来の届出内容とは算定要件が異なるため、従来の届出内容が左記に該当する場合で減算を行うためには、新たな届出が必要となる

介護報酬関係 Q & A

（ 特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合に
おける平成 19 年 4 月 1 日以降の取扱いについて ）

（問）平成 19 年 3 月 31 日をもって、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）が廃止となったが、介護療養型医療施設等に係る 3 人部屋以上の病室において、特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合の今後の取扱い如何。

（答）

- 1 介護療養型医療施設等に係る 3 人部屋以上の病室において、特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合は、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）又は診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）を適用することとなっているところ。
- 2 今般、居住環境の改善という観点から、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）が平成 19 年 3 月 31 日をもって廃止されることとなるが、平成 19 年 4 月 1 日以降についても、1 に示す「特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合」にあっては、従前どおり、当該病室に入院している患者について、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）を適用するものとする。
（引き続き、サービスコード表における病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）の項目は残し、これを利用していたくものとする。）

（参考）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年老企第 40 号 第 2 の 3（3）①イ及び第 2 の 7（15）⑥）